日立女性フォーラム　会則

〔名称〕
１条　　この会の、名称は「日立女性フォーラム」とする。

〔事務局〕
２条　　この会の、事務局は会長宅に置く。

〔目的〕
３条　　この会は、「元気で、人にやさしいまちづくり」を目指し、主体的に活動していくことを目的とする

〔事業〕
４条　　この会は、前条の目的を達成するため、必要に応じ事業を随時行う。

〔会員〕
５条　　この会の、会員は日立女性大学の修了生及びこの会の目的に賛同する女性によって構成する。

〔役員〕
６条　　この会に、次の役員を置く。
〔1〕会長　　１名
〔2〕副会長　２名
〔3〕書記　　２名
〔4〕会計　　２名
〔5〕コーディネーター　若干名
２．役員の選出
　役員は、会員の互選によるものとする。
３．役員の任期
　役員の任期は、２年とする。但し再任は妨げない。
　会長の任期は２年を限度とする。

４．役員の任務
〔1〕会長は、この会を代表し、会務を総括する。
〔2〕副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
〔3〕書記は、会議及び事業を記録する。
〔4〕会計は、会費の出納を行う。
〔5〕コーディネーターは、会の運営と必要に応じて各機関・団体との連絡調整を図る。

〔監事〕
７条　　この会に監事２名を置く。会長が指名する。監事は会の会計に関する書類を監査する。